参考様式第1-18号（規則第８条第16号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

徴収費用の説明書

１　技能実習生に対する報酬の支払概算額

|  |
| --- |
| 概算額　　　１４９，０００円（１か月当たり） |
|

（注意）

概算額は、社会保険料・税金等を控除する前の金額を記載すること。

２　食費

|  |  |
| --- | --- |
| ①食事、食材等の提供の有無 |  ☑　有　　、 □　無 |
| ②食費として徴収する費用 | １か月当たり　約　　　　１３，０００円 |
| ③提供する食事、食材等の具体的な内容 | 提供する食事：朝、昼食材等の内容：朝は寮の食堂で提供　昼は仕出し弁当 |
| ④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明 | 朝は予算300円で提供、昼は350円の宅配弁当を実費で提供する。所定労働日（年平均の月所定労働日数20日）のみの提供であり、金額は1日650円、1か月当たりでは650円×20日＝13,000円となる。 |

（注意）

１　②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。

２　④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

　・　③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合：　購入に要した額

　・　③が「社員食堂での食事提供」の場合：　技能実習生以外の職員から徴収する額

　　・　③が「食事の調理・提供」の場合：　材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額

３　居住費

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 居住費として徴収する費用
 | １か月当たり　　　５，０００　　　　円 |
| ②提供する宿泊施設の具体的な内容 | 自己所有物件　　・　　借上物件 |
| ③費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明 | 　賃料３０，０００円÷入居する技能実習生の人数５人＝６，０００円であり、徴収額はこの金額以内である。 |

（注意）

１　②は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに丸印を付すこと。

２　③は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

　　・　②が「自己所有物件」の場合：　実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額

・　②が「借上物件」の場合：　借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。）を、入居する技能実習生の人数で除した額

４　水道光熱費

|  |  |
| --- | --- |
| ①水道光熱費の徴収の有無 |  ☑　有　　、 □　無 |
| 1. 水道光熱費として徴収する費用の内容
 | １か月当たり　約　　３，０００　　円 |

（注意）

１　①は、技能実習生本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。

２　②は、徴収見込額を記載すること。なお、技能実習生から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供業者に申請者が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者（技能実習生に限られない。）の人数で除した額以内の金額を徴収するものでなければならない。

５　その他技能実習生が定期に負担する費用

|  |  |
| --- | --- |
| ①その他技能実習生が定期に負担する費用の有無 | 　☑　有　　、□　無 |
| ②技能実習生が定期に負担する費用の内容 | Ⅰ　　　通信　費 | １か月当たり　約　　　　　　　１，０００　円 |
| Ⅱ　　　　　　費 | １か月当たり　約　　　　　　　　　　　　　円 |
| Ⅲ　　　　　　費 | １か月当たり　約　　　　　　　　　　　　　円 |
| ③技能実習生が定期に負担する費用に関し技能実習生が受ける具体的な便益の内容 | Ｗｉ-Ｆｉサービスの提供 |
| ④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明 | 月額使用料６，０００円で、技能実習生５人で使用する。６，０００円÷５人＝１，２００円となるが、１人当たり１，０００円の徴収としている。 |

（注意）

１　②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。

２　②は、食費・居住費・水道光熱費以外に技能実習生が定期に負担する費用について、費目ごとに記載すること。

３　③及び④は、技能実習生が定期に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　２０××年　〇〇月　〇〇日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称　機構　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名　代表取締役　機構　太郎